

# チェック表1

## 船橋市広告掲載要綱第3条、広告掲載基準第4、5条に基づく確認事項

広告主:

(要綱第3条より) 広告内容が市民生活に関連したものであって、次の全てに該当することの確認

- 公の秩序又は善良な風俗に反していない
- 法令等に違反していない
- 市の信用又は品位を害しない ※広告代理店方式の場合は市(所管課)が判断します。
- 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に関していない
- その他市長が不適当であると認めるものでない ※広告代理店方式の場合は市(所管課)が判断します。

(基準第4条より) 規制業種又は業者についての確認

- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定されている業種でない
- 風俗営業類似の業種でない
- 現在又は前身が船橋市暴力団排除条例(平成24年条例第18号)第2条第1号で規定する暴力団若しくはこれに類する組織又はそれらと関係を有している業者でない
- 船橋市暴力団排除条例第2条第3号で規定する暴力団員等又は同条例第7条第1項で規定する暴力団密接関係者に該当する者若しくはそれらに類する者が役員、従業員等に在籍する業者でない
- 貸金業法(昭和58年法律第32号)第2条第1項に規定する貸金業でない
- 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条及び会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による再生・更生手続中又は手続開始の申立てがあるものでない
- たばこ製造に関わる業種又は業者(たばこ製造・販売業者の「喫煙マナー向上のための広告」等は除く。)でない
- 占い、運勢判断に関する業者でない
- 市税を滞納している業者でない
- 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や業者でない
- 法律の定めのない医療類似行為を行う業者でない
- 各種法令に違反している業者でない
- 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない業者でない
- 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うものでない
- その他、市長が広告として掲載することが、不適当であると認める業種又は業者でない ※広告代理店方式の場合は市(所管課)が判断します。

(基準第5条より) 掲載基準についての確認

- 人権侵害、名誉毀損の恐れがない
- 法律で禁止されている商品又は無認可商品、粗悪品及び不適切なサービスを提供するものでない
- 第三者を誹謗、中傷又は排斥していない
- 宗教団体による布教活動を目的としていない
- 非科学的又は迷信に類するもので、読者を惑わせたり、不安を与える恐れがない
- 国内世論が大きく分かれていない
- 市の事業の円滑な遂行に支障をきたさない ※広告代理店方式の場合は市(所管課)が判断します。
- 債権取立て、示談引受けなどをうたっていない(ただし、弁護士・司法書士及び法務大臣の許可を得たものは除く。)
- 大げさな表現や根拠のない表現(世界一、日本一、一番など)でない
- 射幸心を著しくあおる表現(今しかない、最後のチャンスなど)でない
- 商品先物取引に関するものでない
- 不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)第5条各号に規定する表示に該当すると認められるものでない
- 特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号)で、連鎖販売取引と規定されるものでない
- 広告の内容と無関係で必然性のない水着姿又は裸体姿でない
- 暴力や犯罪を肯定又は助長するようなものでない
- 残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現でない
- 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるものでない
- ギャンブル性を肯定するものでない
- 青少年の人体・精神・教育に有害なものでない
- インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(平成15年法律第83号)第2条第2号に規定するインターネット異性紹介事業に該当するものでない

広告代理店名	担当者氏名

市・担当者所属	担当者氏名